とする					
とし、これらの連結事業年度のうちに当該合併法人又は当該被合併法人と他の法人との間に連結完全支配関係（七の四年旧法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連結完全支配関係をいう。次号において同じ。）がある連結法人（七の四年旧法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。次号において同じ。）の連結事業年度以前の連結事業年度又は連結事業年度を除くものとする	前項後段	分割等前三年内事業年度等	第九項第二号	前項	第十項
地方税法施行令改正令附則第五条第三十四項の規定により読み替えられた前項後段	分割等前三年内事業年度等	第九項第二号	前項	地方税法施行令改正令附則第五条第三十四項の規定により読み替えられた前項	合併前三年内事業年度の控除限度超過額と合併前三年内事業年度等の控除限度超過額との区分
	をいい				
	又は各連結事業年度を除く				
	とする				